

主税局都民の声窓口寄せられた都民の声(平成30年6月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
-	59	10	-	1,356		-	1,425

※上記区分の定義

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝・評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

※主税局においては、「提言」「意見」「要望」の区別が困難であるため、「意見」に集約しております。同様に、「相談」「問合せ」については、「相談」に集約しております。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(平成30年6月分)

▶ (都民の声)年度途中で売買があったときの、固定資産税について  
年度途中で売買した不動産の固定資産税額はどのようになるのか。

(回答)固定資産税は、地方税法の規定により賦課期日(毎年1月1日)現在の登記簿等に所有者として登記されている方に対して課税されます。このため、年の途中で売却された場合でも、納税義務者は変更されず、賦課期日現在の所有者の方にその年度分の税額分全額について納税義務があります。売買後の期間についての税額のおん分や税額の還付等はありません。

なお、売買契約などで固定資産税の負担割合を所有期間でおん分することがありますが、これは、あくまでも当事者間の約束にとどまります。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

▶ (都民の声)納税証明書の取得について  
納税証明書取得のため、記載方法等を詳しく知りたい。

(回答)納税証明書は、納付(納入)すべき額、納付(納入)した額及び未納額等を証明する書類です。今年度分を含め、6年度分発行することができます。

納税証明書申請時に必要な書類や申請書の記載方法等は以下に詳しく記載しておりますので、ご覧ください。

【主税局ホームページ(証明書が必要なとき)】

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/scene/index01.html#n0>